

平成31年 4月 1日

公益社団法人船橋市清美公社 一般事業主行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のとおり行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成31年4月1日～平成33年3月31日までの2年間

2. 内容

【目標1】 所定外労働時間の削減

対策・・・各部署の所定外労働時間の実態を調査し、所定外労働時間が著しく多い部署に対しては業務の改善及び速やかな退勤を促す。

【目標2】 年次有給休暇の取得の促進

対策・・・各部署の年次有給休暇取得状況を調査し、取得率の低い部署に対しては業務の実態を把握し、計画的に取得するよう会議・朝礼等で周知する。

3. 行動計画書公表日

平成31年4月1日